

域脱炭素・京都コンソーシアムについて

■ 設立日

令和4年12月1日（木曜日）

■ 設立趣旨

- 幅広い企業ネットワークを有する地域金融機関の有する幅広い企業ネットワークを活用して中小企業の脱炭素化を促進することを目的に設立。
- 構成団体である地域金融機関は、社会的に投融資先の脱炭素化の促進が求められて、ESG投融資※目標設定を行う機関も存在するが、その体制・手法の整備に課題を抱えており、本コンソーシアムにおいて課題解決（ノウハウの共有等）を図る。
※ 環境（E：Environment）、社会（S：Social）、ガバナンス（G：Governance）の課題を考慮する投融資
- また、産業界も脱炭素に向けた取組が求められる中、特に中小企業については、行政や地域金融機関の支援が必要であり、本コンソーシアムを通じて効果的な行政の支援や金融機関の投融資メニューの整備の充実を図る。

■ 構成団体

区分	機関名
金融機関	株式会社京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫
産業界	公益財団法人京都工業会、京都商工会議所、 一般社団法人京都知恵産業創造の森
行政機関	京都市、京都府

金融機関等と連携した中小企業の脱炭素化促進の取組

I 地域脱炭素化に向けたESG投資研究会

- 京都府が事務局を務め、経済界・金融機関・コンサル等で構成
- 中小企業の早期の脱炭素化に向け、**大局的な視点から意見を聴取**

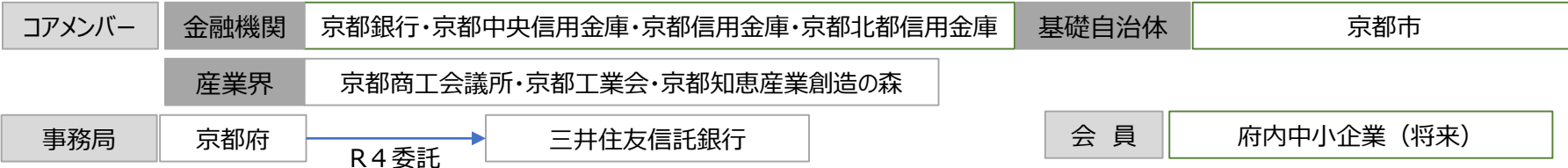
II サプライチェーン脱炭素化支援事業

- 中小企業による削減計画策定やSBT認証の取得をサポート
⇒ 共同申請のメーカー等（大企業）のScope3削減・競争力強化

- 研究会の議論を地域にブレイクダウン（実践へ）
⇒ 優良事例等の情報発信、地域・企業の実践後押しなど

III 地域脱炭素化・京都コンソーシアム

- 地域金融機関の営業力を活かした中小企業の脱炭素化により、地域脱炭素化とともに地域経済の成長・活性化を図る

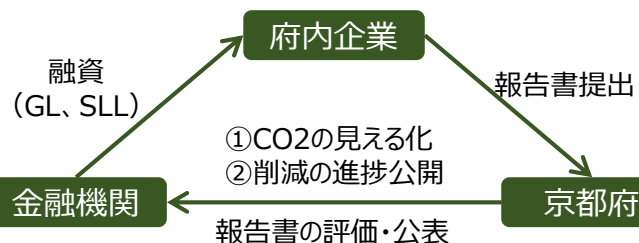


- コンソーシアムに府の金融支援を共有⇒案件発掘

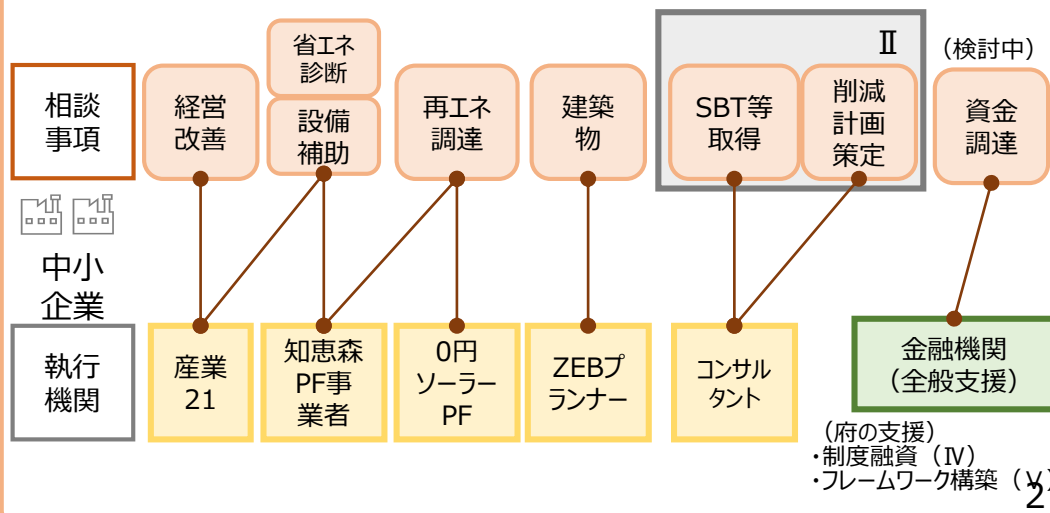
IV 環境配慮型経営転換対応資金 (仮称)

V 京都ゼロカーボン・フレームワーク

- 府条例（計画書制度）を準用したサステナブルファイナンスのフレームワークを構築
- 金融機関×中小企業は同フレームワークを活用し、ESG投資・脱炭素化を促進



(参考) 京都府の中小企業支援体制



促進区域について

- 本年4月施行の改正温対法では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度を措置。
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定。
- 促進区域内で行われる「地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）」は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（以下「法アセス」）の配慮書の手続省略等の特例措置の対象※となる。

※法アセスの配慮書手続の省略は、都道府県基準が設定されている場合に限る。

地域脱炭素化促進事業の導入促進について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再エネの最大限導入が必要。
→ 京都府では円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再エネ事業（**地域脱炭素化促進事業**※）の導入を促進していく。

※ 温暖化対策法第21条第5項で規定する事業

地域脱炭素化 促進事業

再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うもの。

地域脱炭素化促進事業を促進していくために市町村が定める事項（努力義務）

地域脱炭素化促進事業の対象となる

促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進区域は、地域脱炭素化促進事業を推進するため、国が定める環境保全に係る基準に従い、**都道府県基準**に基づいて市町村が設定する区域

市町村の促進区域の設定に向けて、国・**都道府県**において**環境配慮基準**を定める

「地域の環境保全の取組」及び「経済地域

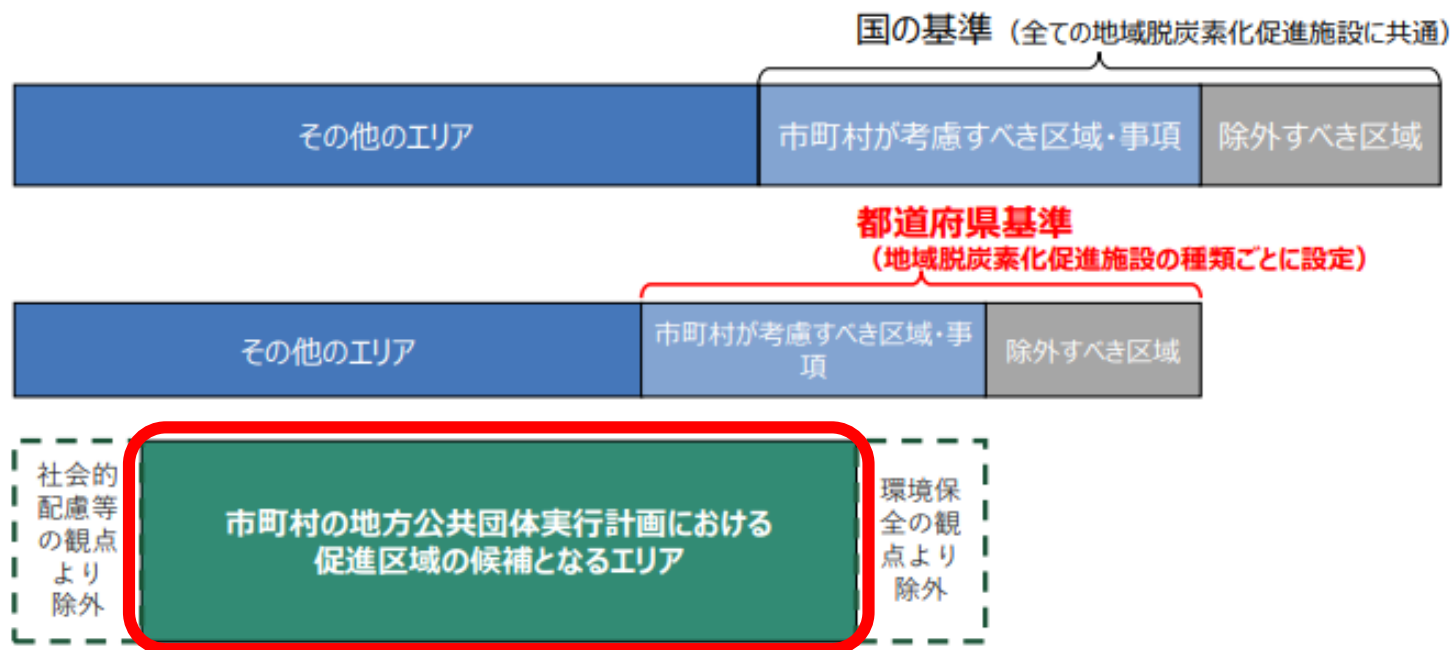
経済・社会の持続的発展に資する取組」

環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす）を事業計画に盛り込む

地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものとなるよう促す

促進区域の候補となる具体的なエリアの明示について

- 京都府で定めた環境配慮基準をもとに、京都府内の市町村にて促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）の設定が積極的に進むよう
 - ・ 地域脱炭素のための促進区域の候補となる具体的なエリア
 - ・ 想定される地域の環境保全及び地域経済・社会の持続的発展への貢献
- について、環境配慮基準と共に示すこととする。



促進区域について

府の示す「例示」について

- 府は、市町村が定める促進区域や「地域経済・社会の持続的発展に資する取組」について例示を行う予定（法定外項目、以下イメージ）

府の例示①

市町村が設定する促進区域（○）の例示

<例>

- 営農が見込まれない荒廃農地★
- 市町村等が管理する廃棄物最終処分場跡地
- 市町村等の有する遊休地
- ため池管理保全法に基づき適正に管理されたため池★
- 商業施設・市町村等の管理する駐車場★
- 企業等の工場跡地★

府の例示②

「地域経済・社会の持続的発展に資する取組」の例示

<例>

- 災害時の地域への電力供給★
- 売電収入による地域貢献★
- 原野化した荒廃農地の再エネ整備による獣害対策
- 地元の雇用創出や人材の育成

★：第1回委員会の委員意見

市町村の努力義務

- 促進区域等の設定【**実行計画への明記**】

市町村の努力義務

- 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の明記【**実行計画への明記**】

脱炭素先行地域について

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量

脱炭素先行地域の範囲の類型

全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地（大都市、地方都市） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農村・漁村・山村、離島、観光地・自然公園等
施設群	公共施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群

スケジュール

※地方自治体の提案を支援するため、ガイドブック等の参考資料を公表、順次更新
<http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/index.html>

第1回選定

1月25日～2月21日 公募実施
4月26日 結果公表
※79件の計画提案から**26件**を選定

6月1日 選定証授与式

第2回選定

6月27日 募集要領及びガイドブックを公表
6月28日～30日 自治体向け説明会（オンライン）
7月26日～8月26日 公募実施
有識者会議による審査、選定案の作成
11月1日 結果公表
※50件の計画提案から**20件**を選定

以降

年2回程度、
2025年度まで
募集実施

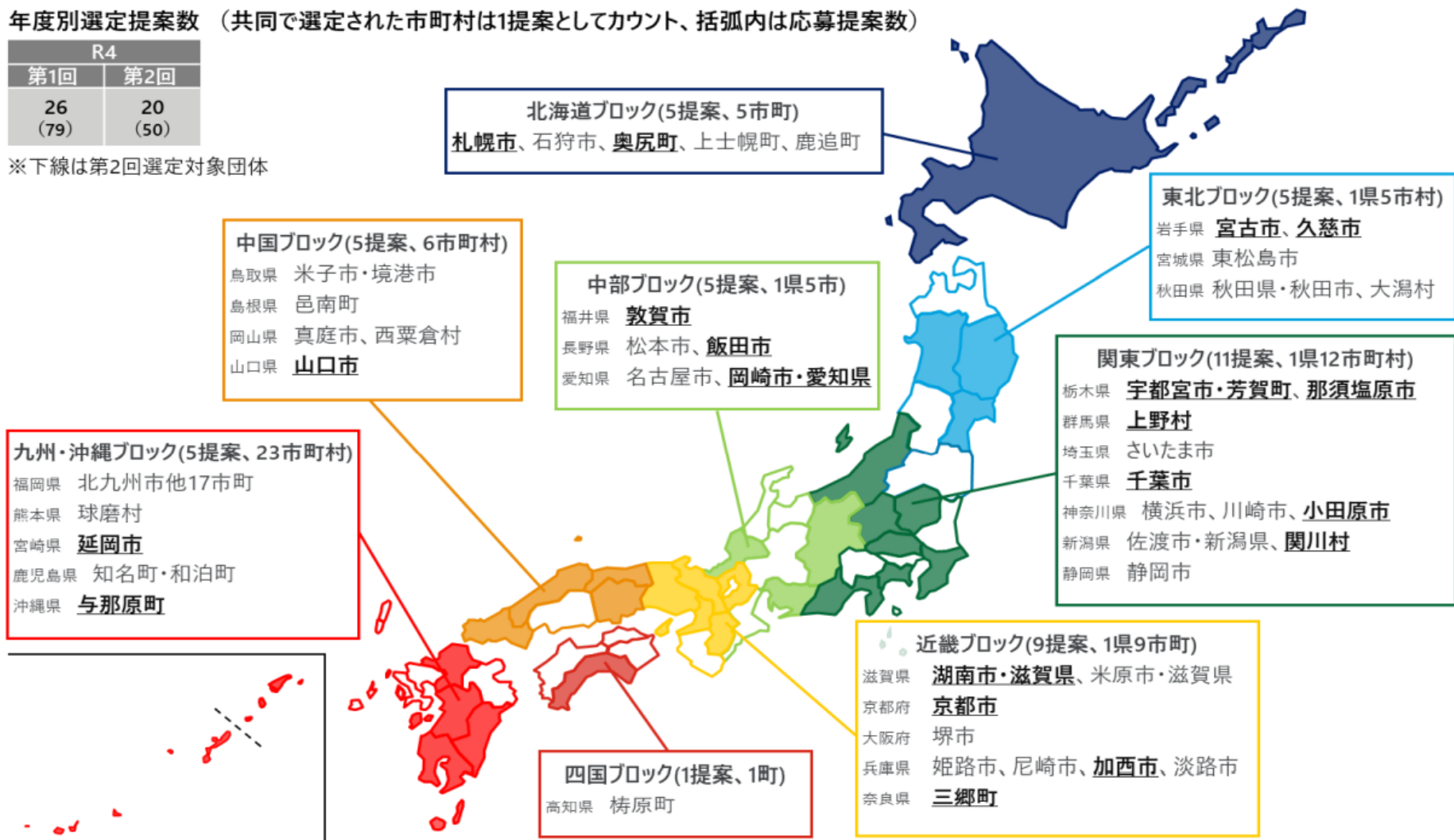
脱炭素先行地域の選定状況（第1回+第2回）

■ 第2回までに、全国29道府県66市町村の**46提案**が選定された。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	
第1回	第2回
26 (79)	20 (50)

※下線は第2回選定対象団体



脱炭素先行地域について

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

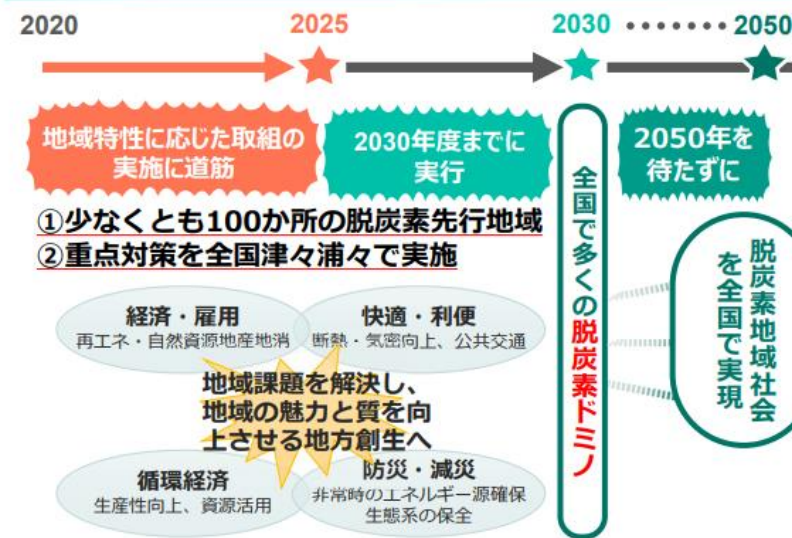
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 [交付率: (1) ①、(2) 原則 2/3 ※
(1) ② 2/3~1/3 等]
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



<参考: 交付スキーム>



脱炭素先行地域について

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特別市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		

